

「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（一般手続関連）」の勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）

勧告先:金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

勧告日:平成25年11月1日

1回目の回答日:平成27年1月19日～28日 2回目の回答日:平成28年10月18日～10月26日

1. 書面手続の負担軽減

主な勧告事項

(1) 申請に必要な書類に関する負担の軽減

○ 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類の提出は求めないこと

○ 確認のために行政機関の窓口を持参させている証明書類を、添付書類と位置付け、関連する申請書の記載事項を削減するよう検討すること

(2) 申請に必要な書類の提出方法等に関する負担の軽減

○ 登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限(2週間)を考慮した提出期限とするよう検討すること

(3) その他

○ 申請書・届出書の様式の統一を図ること

主な改善措置状況

○ 平成27年4月から雇用調整助成金の2回目以降の申請において、前回の申請書類を提出させないよう措置(厚生労働省)

○ 関係法令を改正し、平成28年7月から有料職業紹介事業許可申請において、証明書類を添付書類とし、申請書の記載事項を削減(厚生労働省)

○ 関係法令を改正し、平成27年9月から登記事項証明書を添付書類とする有料職業紹介事業変更届等において、提出期限を10日以内から30日以内に変更(厚生労働省)

○ 平成28年度内を目途に関係法令を改正し、産業廃棄物収集運搬業許可申請において、添付書類の様式を統一(環境省)

2. オンライン手続の負担軽減

主な勧告事項

(1) 本人確認方法の簡素化

- 土業者が電子署名を行う代理申請では、申請者本人等の電子署名を省略すること



- 就業規則届などの社会保険労務士が電子署名を行う代理申請について、委任状の添付がある場合に申請者の電子署名を省略できるよう関係法令を改正予定(厚生労働省)

- 国家試験のオンライン受付において、受験者の電子署名を省略すること



- 関係法令の改正やシステム上の対応を行い、平成28年8月から公認会計士試験において、ID、パスワードを用いた本人確認によるオンライン申請を導入(金融庁)

(2) その他

- システムの改修等により、オンライン手続の業務処理の迅速化を図ること



- 労働保険の保険関係成立届に係る手続について迅速化を図るため、平成28年2月に通知を発出し、引き続き、迅速処理を指示するとともに、29年1月を目途に審査機能についてシステムを改修(厚生労働省)

主な改善措置状況

申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（一般手続関連）結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年4月～25年11月
- 2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町、民間団体等

【勧告日及び勧告先】 平成25年11月1日 金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省

【回答年月日】 平成27年1月19日～27年1月28日

金融庁	平成27年1月26日	法務省	平成27年1月28日	財務省	平成27年1月23日
厚生労働省	平成27年1月27日	経済産業省	平成27年1月28日	環境省	平成27年1月19日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成28年10月18日～28年10月26日

金融庁	平成28年10月26日	財務省	平成28年10月18日	厚生労働省	平成28年10月25日
経済産業省	平成28年10月26日	環境省	平成28年10月26日		

【調査の背景事情】

- 許認可等を受けるための申請や、通知を義務付けられている事項の届出など、国民、事業者等が行政機関に行う各種手続は、国民生活や事業活動を営む上で必要不可欠
- 国民、事業者等が行政機関に許認可等の申請を行う場合、申請書や添付書類の作成、手数料の支払い等、その手続には一定の負担が伴うもの
- このような申請手続に係る国民、事業者等の負担を軽減するための取組については、新たな申請事項が設けられることもあり、その時々々の社会経済情勢も踏まえ、不断に見直しを進める必要
- また、本調査に先行して実施した震災等の被災者に係るものを中心とした許認可等の申請手続に伴う負担の実態の調査において、申請者の二重の事務負担の軽減や行政機関の事務処理の迅速化・統一化等の必要性が改めて明らかとなったところ
- この実態調査は、全国共通の一般的な申請手続について、上記の東日本大震災関連の調査の結果、明らかとなった視点等を踏まえ、国民の負担を軽減する観点から、国民からの要望があった事項を中心に各種手続の実施状況を調査

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 書面手続の負担軽減</p> <p>(1) 申請に必要な書類に関する負担の軽減</p> <p>(勸告要旨)</p> <p>関係府省は、申請に必要な書類に関する負担軽減及び申請者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類の提出は求めないこと。(法務省、厚生労働省、経済産業省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 行政機関が、申請の審査に必要な情報を、①他の部局が保存している、②紙媒体で保存しているため識別が容易でないなどの理由から、既に保有している情報と同種の添付書類の提出を求めている例(8事例、うち4事例については、調査途上で是正措置)</p> <p>【法務省】 帰化許可申請</p> <p>【厚生労働省】 雇用調整助成金支給申請</p>	<div data-bbox="1137 252 2072 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→1 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒2 回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【法務省】 → 法務局及び地方法務局に対し、平成26年1月23日付け「帰化許可申請及び国籍取得届に必要な添付書面の省略について」(法務省民事局民事第一課長通知)を発出し、同年2月3日から、帰化許可申請及び国籍取得届に必要な添付書面のうち入国管理局が保有している情報に係るものについては添付不要とし、当該情報は法務局又は地方法務局が民事局民事第一課を経由して入国管理局から提供を受ける取扱いとした。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【厚生労働省】 → 平成26年度内に都道府県労働局に対し、雇用調整助成金の支給申請に係る書類を利用可能な状態で保存する等の措置を講ずる通知を発出し、27年度から実施することを検討している。</p> <p>⇒ 2回目以降の休業実施計画届出時に前回の申請書類の写しを添付することとしていた取扱いを廃止するとともに、雇用調整助成金の支給申請に</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【厚生労働省】 雇用保険適用事業所設置届</p> <p>【経済産業省】 官公需適格組合証明更新申請</p>	<p>係る書類を速やかに利用可能な状態で保存するよう、全国の都道府県労働局職業安定部長宛てに「雇用調整助成金の支給申請に係る添付書類の軽減等について」（平成 27 年 3 月 30 日付け職雇企発 0330 第 1 号）を発出した。</p> <p>この通知を受け、平成 27 年 4 月 1 日から、全国の都道府県労働局において、2 回目以降の休業実施計画届出時に前回の申請書類の写しを添付することを廃止した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 法令上の添付書類ではない「在籍従業員名簿」の提出を求めないこと及びその改善状況を報告するよう、全国の都道府県労働局職業安定部長宛てに「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（一般手続関連）の結果（勧告）に対する対応について」（平成 26 年 7 月 28 日付け事務連絡）を発出した。</p> <p>この通知を受け、平成 26 年 9 月に全国の都道府県労働局から、同様の事案については、是正措置を講じた旨の報告があった。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【経済産業省】</p> <p>→ 官公需適格組合の更新に係る証明に必要な添付書類の中には、行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類（事業計画書、決算関係書類及び収支予算書）が含まれていたため、平成 26 年 4 月 25 日に「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」（昭和 61 年 7 月 21 日付け 61 企庁第 1247 号）を改正し、これらの書類の内容に変更がないことが組合の宣誓等によって確認できる場合、その提出を省略することができる旨を規定するとともに、本通知について各経済産業局に周知し、徹底を図った。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 申請者の負担軽減につながる場合、確認のために行政機関の窓口 に持参させている証明書類を、添付書類として位置付け、関連する 申請書の記載事項を削減するよう検討すること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 申請書の記載事項を裏付ける証明書類として、その写しを添付書類として郵送すれば足りるものを、確認のために行政機関の窓口 に持参させている例 (2 事例)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>有料職業紹介事業許可申請、有料職業紹介事業更新許可申請及び有料職業紹介事業変更届</p> <p>無料職業紹介事業許可申請、無料職業紹介事業更新許可申請及び無料職業紹介事業変更届</p> <p>特別の法人の行う無料職業紹介事業届及び特別の法人の行う無料職業紹介事業変更届</p>	<p>なお、上記のほか、更新の証明申請を行う組合に添付書類として求めていた「資格登録先及び審査決定による格付の一覧表」については提出を不要とし、「共同受注検査規約」については、「共同受注規約」等ほかの規約において検査に関して規定している場合は、これら規約の添付により代えることができることとし、申請者の負担軽減を行った。</p> <p>⇒ 平成 26 年 4 月に「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」を改正し、各経済産業局に通知を行った。 この通知を受け、平成 28 年 6 月、各経済産業局において改正後の要領の運用に基づき審査が行われていることについて確認を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 「職業紹介責任者講習会の受講証明書(写)」を申請時の添付書類とし、申請書における職業紹介責任者講習受講に関する記載事項のうち、職業紹介責任者講習を受講した年月日及び場所並びに職業紹介責任者講習の受講番号を削減すべく、次期労働者派遣法改正による関係政省令の整備の際に、職業安定法施行規則の改正を行うことを検討している(最終的な決定に当たっては、労働政策審議会の議論を経る必要がある。)</p> <p>⇒ 平成 28 年 7 月に職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>【厚生労働省】</p> <p>一般労働者派遣事業許可申請、一般労働者派遣事業更新許可申請及び一般労働者派遣事業変更届</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>③ 真実性の裏付け又は諾否の判断に必要不可欠とはいえない事業主の原本証明を、添付書類に求めることを取りやめること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p>省令(平成28年厚生労働省令第131号)により、職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)の一部を改正し、「職業紹介責任者講習会の受講証明書(写)」を申請時の添付書類とし、また、申請書における職業紹介責任者講習会受講に関する記載事項のうち、職業紹介責任者講習会を受講した年月日及び場所を削除した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 「派遣元責任者講習の受講証明書(写)」を申請時の添付書類とし、申請書における派遣元責任者講習受講に関する記載事項のうち、派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所並びに派遣元責任者講習の受講番号を削減すべく、次期労働者派遣法改正による関係政省令の整備の際に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正を行うことを検討している(最終的な決定に当たっては、労働政策審議会の議論を経る必要がある。)</p> <p>⇒ 平成27年9月に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成27年厚生労働省令第149号)により、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)を改正し、「派遣元責任者講習の受講証明書(写)」を申請時の添付書類とし、申請書における派遣元責任者講習受講に関する記載事項のうち、派遣元責任者講習を受講した年月日及び場所を削除した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 同じ届出で、添付書類に事業主の原本証明を求めている国の出先機関と求めている出先機関がある例（1事例）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>雇用保険被保険者資格喪失届、高年齢雇用継続基本給付金支給申請、育児休業給付金支給申請及び介護休業給付金支給申請</p> <p>(2) 申請に必要な書類の提出方法等に関する負担の軽減 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係府省は、申請に必要な書類の提出方法等に関する負担軽減及び申請者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 申請書の記載要領をインターネット上で公表すること。(金融庁)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ オンライン利用が可能な手続で、申請書の記載要領がインターネット上で公表されていない一方、申請者が行政機関の窓口相談に訪れた場合には当該要領が手渡されている例（1事例）</p> <p>【金融庁】</p> <p>第三者型前払式支払手段発行者の登録申請</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 原本証明を求めないこと及びその改善状況を報告するよう、全国の都道府県労働局職業安定部長宛てに「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（一般手続関連）の結果（勧告）に対する対応について」を发出した。</p> <p>この通知を受け、平成26年9月に全国の都道府県労働局から、同様の事案については、是正措置を講じた旨の報告があった。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【金融庁】</p> <p>→ 平成26年12月18日に、第三者型前払式支払手段発行者の「登録申請書記載要領」を、金融庁ウェブサイト「申請・届出・照会」ページからリンクしている電子政府の総合窓口（e-Gov）の、「第三者型発行者の登録」中、「書面による手続に関する情報」の「申請書様式」欄において公表した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② 申請者の予見可能性を高め、無用な申請負担を課さないため、審査基準を満たすかどうかを予測するための可能な限りの情報提供を検討すること。(財務省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 審査基準は公表されているものの、申請内容を具体的に当てはめた場合に基準を満たすかどうかを予測するための情報の公表が不十分な例(1事例)</p> <p>【財務省】</p> <p>製造たばこの小売販売業の許可申請及び製造たばこの小売販売業の営業所移転の許可申請</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ 登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限(2週間)を考慮した提出期限とするよう検討すること。(厚生労働省、環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 登記事項証明書を添付書類とする変更届の提出期限を、登記事項証明</p>	<p>⇒ 措置済み</p> <p>【財務省】</p> <p>→ 製造たばこの小売販売業の許可及び製造たばこの小売販売業の営業所移転の許可に関する事務を行う財務局において、平成26年1月以降、新たに許可を受けた者に関する情報のホームページへの掲載期間を1か月間から1年間に延長している。</p> <p>あわせて、ホームページ掲載分以外の既存たばこ許可店の所在地についても個別照会に応じることとし、平成26年1月以降、その旨を財務局のホームページに掲載している。</p> <p>⇒ 平成26年1月以降、ホームページ掲載分以外の既存たばこ許可店の所在地について、各財務局に個別照会があった場合、適切な対応を講じている。</p>

勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>書交付の前提となる変更登記の期限（2週間）よりも短い「10日以内」と定めているため、届出者の負担が重くなっている例（3事例）</p> <p>他方、変更届の期限（14日以内）を、登記事項証明書の添付を求めるときに限り「20日以内」に延長している例あり</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>有料職業紹介事業変更届、無料職業紹介事業変更届及び特別の法人の行う無料職業紹介事業変更届</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>一般労働派遣事業変更届</p> <p>【環境省】</p> <p>産業廃棄物収集運搬業変更届、特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届、産業廃棄物処分業変更届及び特別管理産業廃棄物処分業変更届</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 登記事項証明書を添付すべき場合には、変更届出の提出期限を「30日以内」とすべく、次期労働者派遣法改正による関係政省令の整備の際に、職業安定法施行規則、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の改正を行うことを検討している（最終的な決定に当たっては、労働政策審議会の議論を経る必要がある。）。</p> <p>⇒ 平成27年9月に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成27年厚生労働省令第149号）により、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）を改正し、登記事項証明書を添付すべき場合には、変更届出の提出期限を「30日以内」とした。</p> <p>【環境省】</p> <p>→ 現行の変更届の提出期限について、地方公共団体等の関係者の意見を聴取する等により、期限設定に係る必要な情報収集を行っており、変更登記の期限を考慮した提出期限の見直しに当たっては、例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正等の対応について検討を進めている。</p> <p>⇒ 都道府県及び政令市に提出期限に関する意見照会を行った上、平成28年度内を目途に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正を行う予定である。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④ 申請書及び届出書の窓口機関に対し、郵送受付の導入例などを情報提供することにより、申請者等の利便を図る取組を推進すること。 (金融庁、環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 義務付けられていない「出頭手続」(申請者・届出者が書類を行政機関の窓口を持参して行う手続)が通例となっている事例(3事例、うち1事例については、調査途上で是正措置)</p> <p>他方、一部の都道府県では、申請者・届出者の負担を軽減する観点から、郵送受付を導入している例あり</p> <p>【金融庁】 第三者型前払式支払手段の発行者への登録済通知書の交付</p> <p>【環境省】 産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請</p>	<p>【金融庁】 → 平成26年9月12日に開催した各財務局の担当課長を対象とする会議において、申請者等の利便を図る観点から、郵送による申請書等の受付や登録済通知書の交付が可能であることについて周知した。</p> <p>⇒ 平成26年9月12日に開催した各財務局の担当課長を対象とする会議による周知を受け、各財務局においても、利用者からの問合せに対し、必要に応じて適切に対応しており、郵送による提出が可能である旨を記載しているe-Gov上の「第三者型発行者の登録」のページへのリンクをウェブサイト上に張ることによって、郵送による申請が可能である旨を紹介している。</p> <p>【環境省】 → 平成26年1月31日の全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議において、廃棄物処理法の各種手続における書類の郵送受付の導入例などを情報提供し、廃棄物処理法の適正な運用を前提として、廃棄物処理法上の収集運搬業許可申請等の各種手続において、申請者等の利便を図る取組を推進するよう、周知した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) その他 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係府省は、申請者・届出者の負担を軽減する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 申請書・届出書の様式の統一を図ること。(環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 同じ申請・届出等であるのに、国の出先機関又は都道府県が、申請書や添付書類の様式をそれぞれ独自に定めているため、広域的に事業活動を展開している事業者において、手続のたびに申請書等を地域別に使い分けて作成している例(3事例、うち1事例については、調査途上で是正措置)</p> <p>【環境省】 産業廃棄物管理票交付等状況報告</p> <p>【環境省】 産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更</p>	<p>⇒ 今後も、廃棄物処理法の各種手続における書類の郵送受付の導入例などを情報提供し、廃棄物処理法の適正な運用を前提として、廃棄物処理法上の収集運搬業許可申請等の各種手続において、申請者等の利便を図る取組を推進する観点から、機会を捉え、都道府県及び政令市に対して周知してまいりたい。</p> <p>【環境省】 → 地方公共団体等の関係者の意見を聴取する等により、報告事項の内容の検討を進めているところであり、当該検討の結果を踏まえ、様式について、平成26年度末を目途に見直しの方向性を取りまとめる予定である。</p> <p>⇒ 報告様式について、平成27年度に検討結果を取りまとめた。今後は検討結果を踏まえ、様式の改善・統一的な運用を図るため、平成28年度内を目途に通知の発出等を行う予定である。</p> <p>【環境省】 → 当該申請関係書類の様式の法定化を検討するに当たり、地方公共団体等の関係者の意見を聴取する等により、現在、通知で示している様式の記載</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>許可申請、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請、同更新許可申請、同事業範囲変更許可申請、特別管理産業廃棄物処分業許可申請、同更新許可申請及び同事業範囲変更許可申請</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 国の登録証明に限らず、地方公共団体の登録証明も、証明書類として認めることを検討すること。(経済産業省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 国や地方公共団体に登録する資格のうち、国の登録証明しか添付書類として認められないため、地方公共団体の事業のみを受注している申請者であっても国の資格審査を受けなければならない例 (1 事例)</p> <p>【経済産業省】</p> <p>官公需適格組合証明申請</p>	<p>内容について改めて検討を進めているところであり、平成 27 年 9 月を目途に、例えば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正等、取り得る対応の方向性を取りまとめる予定である。</p> <p>⇒ 都道府県及び政令市の意見を踏まえ、産業廃棄物収集運搬業許可申請における添付書類の様式を定めることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正を行うこととし、更に当該添付書類の様式(案)を都道府県及び政令市に意見照会を行った上で平成 28 年度内を目途に同施行規則の改正を行う予定である。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>→ 平成 26 年 4 月 25 日に、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」(昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号)を改正し、官公需適格組合の更新に係る証明の際に求めていた「国等の資格審査申請をし、審査決定を受けていること」という要件を廃止するとともに、「資格登録先及び審査決定による格付の一覧表」の提出を不要とした。これにより、国及び地方公共団体の登録証明の必要がなくなり、手続が簡素化された。</p> <p>また、本通知について各経済産業局に周知し、徹底を図った。</p> <p>⇒ 平成 26 年 4 月 25 日に、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」を改正し、国及び地方公共団体の登録証明の必要</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③ 届出書様式の内紙サイズをA4判化すること。(厚生労働省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 届出書様式の横の長さがA4判、縦の長さがB4判という変則的な用紙サイズのため、保存や複写に不便が生じている例 (1事例)</p> <p>【厚生労働省】 労働保険の保険関係成立届</p> <p>(勸告要旨)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">④ 申請書等の部数を必要最小限のものとする。 (経済産業省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 申請書及び添付書類 (最大 29 種類) の提出部数として各 9 部を求めている例 (1事例)</p> <p>【経済産業省】 官公需適格組合証明申請</p>	<p>がなくなり、手続が簡素化された。</p> <p>平成 28 年 6 月、各経済産業局において改正後の要領に基づき審査が行われていることについて確認を行った。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 労働保険の保険関係成立届のA4判化については、効率的な手続方法等の検討を踏まえ、関係部署と改正に向け調整している。</p> <p>⇒ 届出書様式のA4判化についてはシステム改修を伴うことから、これまでの効率的な手続方法等の検討も踏まえ、次期システム更改 (平成 32 年度予定) に向け、取組を行っている。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>→ 平成 26 年 4 月 25 日に、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」及び「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について」を改正した。</p> <p>これにより、工事に係る証明の申請に要する添付書類の部数を、各 9 通から各 2 通 (正 1 通・副 1 通) に減らした。</p> <p>また、本通知について各経済産業局に周知し、徹底を図った。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤ 必要に応じ求めれば足りる調査関係資料を一律に求めないこと。 (厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査の必要に応じて求めれば足りる資料を、全ての事業所に一律に求めている例 (1 事例)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>新規適用届の受付と同時に行う「新規適用調査の確認書類」</p> <p>2 オンライン手続の負担軽減</p> <p>(1) 本人確認方法の簡素化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、オンライン手続の本人確認方法に関する負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 士業者が電子署名を行う代理申請では、申請者本人等の電子署名を省略すること。(厚生労働省)</p> </div>	<p>⇒ 措置済み</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 「新規適用調査の際に求める提出書類の取扱いについて」(平成 25 年 11 月 20 日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知)を日本年金機構宛てに発出し、新規適用調査の際に求める書類について、業務処理マニュアルに例示されている資料以外のもは必要に応じて求めることとし、全ての事業所に一律に求めることがないよう、事務処理の徹底を要請し、申請者の負担軽減を図った。</p> <p>また、日本年金機構においては、平成 25 年 11 月 27 日付けで年金事務所等に対して通知に示された事務処理を徹底するよう指示を行うとともに、25 年 12 月 20 日付けで業務処理マニュアルの改正を行った。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(調査結果)</p> <p>○ 社会保険労務士が代理申請を行う申請・届出等で、代理者の電子署名に加えて、申請者本人、事業主、被保険者又は産業医の電子署名を求めていることを一因として、オンライン手続の利用率が1%を下回る例(4事例)</p> <p>【厚生労働省】 1年単位の変形労働時間制に関する協定届、時間外労働・休日労働に関する協定届、就業規則(変更)届</p> <p>【厚生労働省】 健康診断結果報告</p> <p>【厚生労働省】 労働者死傷病報告</p> <p>【厚生労働省】 年金手帳再交付申請</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 国家試験のオンライン受付において、受験者の電子署名を省略すること。(金融庁)</p> </div> <p>(調査結果)</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 社会保険労務士が電子署名を行う代理申請では、申請者本人の電子署名を委任状の添付に代えること等により省略することについて、関係法令改正に向けた作業を進めている。</p> <p>⇒ 社会保険労務士が電子署名を行う代理申請では、申請者本人の電子署名を委任状の添付に代えること等により省略することについて、次期の労働基準法改正に併せて、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の改正を行うこととし、更に作業を進めている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 「電子申請における事業主及び被保険者の電子署名の省略について」(平成26年7月7日付け厚生労働省年金局事業管理課長・国際年金課長連名通知)を日本年金機構宛てに発出し、社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業主の提出代行者であることを証明することができる書類や被保険者本人が作成した委任状をもって、申請者本人等の電子署名を省略できるようにし、申請者の利便性の向上を図った。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 国家試験のオンライン受付に電子署名を求めているため、利用が皆無となっている例（1事例）</p> <p>【金融庁】</p> <p>公認会計士試験受験願書の提出及び公認会計士試験免除申請書の提出</p> <p>(2) その他 (勧告要旨)</p>	<p>【金融庁】</p> <p>→ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年（平成26年）4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく改善取組計画を平成26年10月24日に策定し、28年8月までに、受験者の利便性向上に資するよう電子署名の省略を含めた新たなオンライン申請手続を導入することとした。</p> <p>具体的には、同計画に基づき、平成27年度末までに、ID、パスワードを用いた本人確認によるオンライン申請を導入するための関係府令の改正を検討するとともに、27年度から28年8月にかけて、受験者の利便性向上や当局業務の合理化・効率化の観点からシステム上の対応を行うこととした。</p> <p>また、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等において、平成27年度下半期以降、オンライン申請に係る周知啓発を行うほか、28年度上半期には、オンライン申請に関するマニュアルを作成し、掲載することとした。</p> <p>⇒ 平成26年10月に策定した改善取組計画に基づき、28年7月に「公認会計士試験規則」（平成16年内閣府令第18号）を改正、システム上の対応を行った上で28年8月にインターネット出願専用サイトを開設し、ID、パスワードを用いた本人確認によるオンライン申請を導入した。</p> <p>また、平成28年4月から公認会計士・監査審査会のウェブサイト上でオンライン申請に係る周知啓発を行っており、同年8月には、インターネット出願専用サイトにおいて、インターネット出願に係るFAQを掲載した。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>項を重複して入力しなければならない例（1事例）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>雇用保険被保険者資格喪失届</p> <p>（勸告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>③ 利便性の高いファイル形式を導入すること。</p> </div> <p>（調査結果）</p> <p>○ 添付書類のファイル形式が1ページごとに1ファイルずつに分けて作成しなければならない、操作が煩さとなっている例（1事例）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>被保険者報酬月額算定基礎届、新規適用届、適用事業所所在地・名称変更（訂正）届、適用事業所全喪届、被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額変更届及び扶養者（異動）届</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 利用者が、e-Gov の入力画面で、同じ事項を何度も入力する作業を必要としないよう、次期 e-Gov の更改時を目指し、総務省と共同で改善していくこととしている。</p> <p>⇒ ハローワークシステムの次期更改（31年度予定）において、利用者の事務負担の軽減に資するシステム改修を行うこととしている。</p> <p>なお、平成26年度から、民間ソフトウェア等から直接 e-Gov オンライン申請を行うための外部連携 API（注）の仕様公開により、プログラムにて反復動作を組み込むことを可能とするなど、電子申請の利便性を高めるための取組を総務省（e-Gov 側）と協力して行っている。</p> <p>（注）API（Application Programming Interface） データを外部のプログラミングから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約。プログラムとプログラム間のデータのやり取りの決まり事</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 日本年金機構において、従来の JPEG 形式に加え、平成26年7月1日申請分から PDF 形式による申請を可能とするようシステムの導入作業を行い、申請負担の軽減を図った。</p> <p>また、日本年金機構は、平成26年7月1日から PDF 形式による申請が可能となることについて、同年6月、日本年金機構ホームページ及び e-Gov ホームページを利用し、事業主等へ周知を行った。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">④ 制度改正にオンライン手続を対応させること。</div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 制度改正にオンライン・システムが対応できていないため、同一の届出事項でも年齢によってオンラインが利用できるものとできないものがある例 (1 事例)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>70 歳以上被用者該当・不該当届、70 歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 日本年金機構において、70 歳以上被用者該当・不該当届及び 70 歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届について、平成 26 年 7 月 1 日申請分からオンライン申請が可能となるようシステム改修を行い、申請負担の軽減を図った。</p> <p>また、日本年金機構は、平成 26 年 7 月 1 日から 70 歳以上被用者該当・不該当届及び 70 歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届のオンライン申請が可能となることについて、同年 6 月、日本年金機構ホームページ及び e-Gov ホームページを利用し、事業主等へ周知を行った。</p> <p>⇒ 措置済み</p>